

議案第 47 号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 4 月 21 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、わがまち特例の拡大、平成 27 年度の評価替えに伴う土地に係る税負担の調整の改正等を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第15項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第3項及び第5項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「この規定」を「同条」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年

度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成27年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項の表中「のものもの」を「のもの」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の前の見出しを削り、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第1項の2の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第18項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に

規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。